

和解及び損害賠償の額を定めることについて

(別 紙)

令和2年3月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

平成28年12月13日に葉山保育園内で発生した入所児童の転倒死亡事案に関して、和解をし、損害賠償の額を定める必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

葉山町（以下「甲」という。）は、葉山町堀内2050番地9 葉山町立葉山保育園内において、葉山町堀内在住の同園入所児童（以下「乙」という。）が転倒し死亡した事案（以下「本事件」）に関して、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めるものとする。

### 1 和解の相手方

葉山町堀内

町内在住者（乙の母、以下「丙」という。）

横浜市戸塚区戸塚町

町外在住者（乙の父、以下「丁」という。）

### 2 本事件の概要

平成28年12月13日（火）午後4時頃、園庭で追いかけてっこをしていた乙がウッドデッキを走っていたところ、ウッドデッキ端に置いてあったサッカーゴールの網に足をとられて転倒した。転倒後、保育士は経過観察することとした。乙はぐったりしていたが、保育士は救急要請せず午後6時20分頃に迎えに来た祖母とともに帰宅させ、午後7時45分頃、家族が救急要請をして病院へ搬送されたものの、翌14日午前5時12分、出血性ショックのため、搬送先の病院で死亡したものである。

### 3 和解の内容

- (1) 甲は、丙及び丁に対し、本事件による損害賠償金59,210,076円を支払うこととし、既支払分29,933,860円を除く29,276,216円を、和解成立後丙及び丁の指定する金融機関口座に振り込むものとする。
- (2) 丙及び丁は、甲が損害賠償金の支払いに伴い行う保険金の請求手続について協力する。
- (3) 甲、丙及び丁は、本事件について、円満に和解が成立したことを確認し、丙及び丁は、今後名目の如何を問わず甲に何等の請求をしない。